

建設工事における工事書類簡素化実施要領

第1 目的

この要領は、旭川市長が請負契約を締結した工事（建築部公共建築課及び設備課で発注する工事に限る。以下「工事」という。）の工事施工中に、請負人から工事監督員に提出する契約関係書類及び工事関係書類を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡しまでの発注者の監督・検査及び請負人の業務の効率化を図る。

第2 実施方法

工事関係書類の提出は、別紙「工事関係書類の簡素化一覧」に基づき提出を省略することができる。

第3 用語の定義

- 1 公共建築工事標準仕様書 1.1.2 を以下のとおり読み替える。なお、各項目の先頭の（ ）内の数字は建築工事編とし、【 】内の数字は電気設備工事編及び機械設備工事編を示す。
（19）「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。なお、この「発行した資料」にはカタログ等も同様に取り扱うことができる。
- 2 公共建築工事標準仕様書 1.1.2 に以下の用語を追加する。なお、各項目の先頭の（ ）内の数字は建築工事編とし、【 】内の数字は電気設備工事編及び機械設備工事編を示す。
（24）【24（電気設備）】【24（機械設備）】「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

第4 材料

公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 1.4.4 を以下のとおり読み替える。

（c）設計図書に定める J I S 又は J A S のマークの表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。なお、J I S 又は J A S のマーク等の表示のある材料を現場に搬入した際、その表示を撮影した写真は規格証明書と同様に取り扱うことができる。

工事関係書類の簡素化一覧

工事において、以下の書類及び項目に該当した場合は、関連資料の提出を簡素化することができる。

書類名又はその条件	省略できる書類内容
工事月報	請負代金額が2,000万円以上の場合に作成
搬入材料検査報告総括表及び搬入材料検査報告書	請負代金額が2,000万円以上の場合に作成
地場産品・資材等使用報告書	請負代金額が2,000万円以上の場合に作成
工事現場にて撮影した材料規格（JIS・JAS又はメーカー品番等）が証明できる工事写真	規格証明書及び試験成績書は不要 （鉄筋・鉄骨など、直接工事現場に製品として搬入されないもの及び木材製品の合法性、持続可能性の証明資料は除く）
工事現場にて材料搬入状況を撮影した工事写真 【品質管理のため全数撮影を必要とする材料（杭・塗装など）以外は、抽出で可】	出荷証明書は不要
工事において厚生労働省が室内濃度指針値を策定している13種類の化学物質を含まない仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤及びその他の化学製品を使用する場合	安全データシートは不要
安全データシート（SDS）（電気設備、機械設備）	各設備の標準仕様書にある塗料、シーリング材、接着剤その他化学製品及び監督員が求めるものを提出